

法定調書の提出はe-Tax!!



約 **5** 人に **4** 人が利用

利用率
79.7%

税務署に出向くことなく、自宅やオフィス、税理士事務所などから、国税電子申告・納税システム(e-Tax)を利用して法定調書を提出することができます。特にe-Taxソフト(WEB版)又は、eLTAX(地方税ポータルシステム)の利用が便利です。

e-Taxソフト(WEB版)で**簡単提出**

ご利用方法は裏面へ!

e-Taxソフトのインストール不要! WEB上で法定調書を**作成・提出**が可能!

対象法定調書

報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書	退職所得の源泉徴収票
不動産の使用料等の支払調書	不動産等の譲受けの対価の支払調書
不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書	給与所得の源泉徴収票(※)

※ 源泉徴収票のみなし提出の特例

令和9年1月1日以降、給与支払報告書を市区町村に提出した場合には、税務署に給与所得の源泉徴収票を提出したとみなされ、税務署に給与所得の源泉徴収票を提出する必要はありません。

給与支払報告書を市区町村に提出する際に**eLTAX**をご利用いただくことで、給与支払報告書を複数の市区町村に**同時提出**することができ、大変便利です。



(eLTAX)

CSVファイル等作成・分割ツールをご利用できます。

上記の法定調書の提出用CSVファイルを作成する際に、**CSVファイルの作成・データチェック・CSVファイルの分割(※)**が可能!

※ e-Taxソフト(WEB版)の送信上限(6,900レコード程度、かつ、データ容量20MB以下)を超えないように、CSVファイルを分割することができます。



(CSVツール)

マイナポータルとの連携で給与情報を自動入力!

令和9年1月以降、**eLTAX**で提出した給与支払報告書(※)も自動入力の対象です!

事業主の方が
eLTAX又はe-Tax提出

従業員の方が確定申告で
マイナポータル連携を利用

※ 令和8年分以降の給与支払報告書が対象です。



(特設ページ)

e-Tax等による法定調書提出の**義務基準**の引下げ

令和9年1月以降に提出する法定調書から**30枚以上**に引き下げられます。

令和7年中に提出すべきであった法定調書の枚数が**30枚以上**となった方は、**令和9年**に提出する法定調書をe-Tax等により提出する必要があります。



(e-Tax等義務化)



e-Taxソフト(WEB版)のご利用方法

STEP ①

e-Taxソフト(WEB版)へアクセス

- ① e-Taxホームページにアクセス
(<https://www.e-tax.nta.go.jp>)
 - ② 右上部「ログイン」をクリック
 - ③ 「個人の方」又は「法人の方」をクリック
- ※ e-Taxを初めて利用する方は、「初めてのの方はアカウント作成」を選択してください。

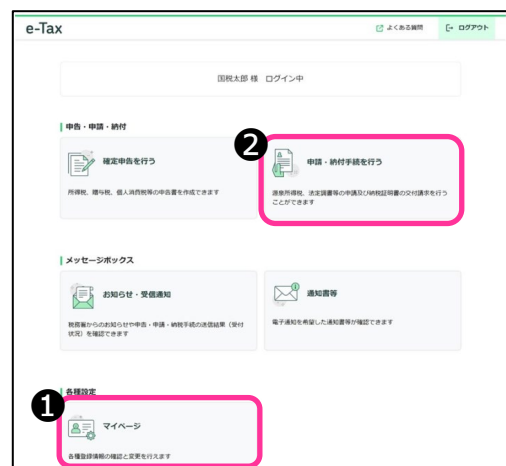


STEP ②

事前準備

e-Taxソフト(WEB版)へログイン後①で利用者情報の登録等を行い、②で源泉徴収票や支払調書の作成を行います(e-Taxソフト(WEB版)を初めて利用する場合のみ、①の手続が必要です。)

※e-Taxご利用の流れについてはこちら



STEP ③

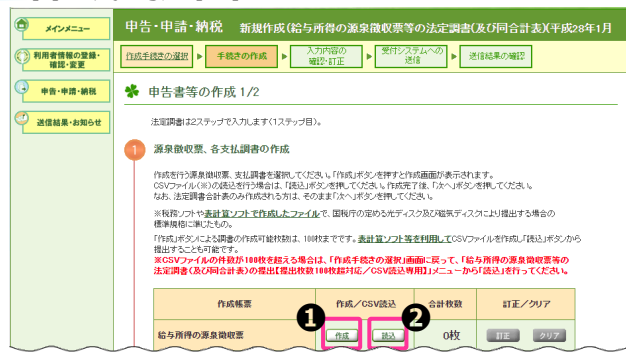
源泉徴収票や支払調書の作成・提出

【1件別に入力する】

源泉徴収票や支払調書を1件別に入力する場合は、①をクリックします。

【CSVファイルを読み込む】

表計算ソフトや会計ソフトで作成したCSVファイルを読み込む場合は、②をクリックします。



！ 源泉徴収票または支払調書が所定の件数を超える場合は、分割して送信してください。

源泉徴収票や支払調書の作成後に、法定調書合計表を作成したら、後は電子証明書で電子署名を付与して送信！

！ 電子証明書は、個人の事業主の方はマイナンバーカードをご利用いただけます。
法人の場合は、法人の電子証明書のほか、代表者の方のマイナンバーカードもご利用いただけます。

eLTAXの一元化機能は令和8年9月で廃止されます

給与支払報告書をeLTAXの作成ソフトPCdesk(対応税務ソフトを含みます。)を利用して作成・提出する場合に、給与所得の源泉徴収票のデータも同時に作成し、一括して送信することができた一元化機能は、源泉徴収票のみなし提出の特例の開始に先立ち、令和8年9月に廃止されます。